

笠間市告示第 3 1 7 号

平成 1 8 年第 3 回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 1 8 年 1 1 月 8 日

笠間市長 山 口 伸 樹

1 期 日 平成 1 8 年 1 1 月 1 5 日 (水)

2 場 所 笠間市議会議場

平成18年第3回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
11月15日	水	本 会 議	開会 署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 委員長報告 議案上程・提案理由の説明 質疑・討論・採決
11月16日	木	本 会 議	署名議員の指名 一般質問
11月17日	金	本 会 議	署名議員の指名 議案上程・提案理由の説明 質疑・討論・採決 閉会

平成18年第3回
笠間市議会定例会会議録 第1号

平成18年11月15日 午前10時04分開会

出席議員

議長	55	番	大 関 久 義 君
副議長	14	番	畑 岡 進 君
	1	番	鈴 木 努 君
	2	番	石 田 安 夫 君
	3	番	金 澤 克 彦 君
	4	番	蛭 澤 幸 一 君
	5	番	野 口 圓 君
	6	番	佐 宗 裕 子 君
	7	番	成 田 正 君
	8	番	藤 枝 浩 君
	10	番	村 上 武 君
	11	番	鈴 木 貞 夫 君
	13	番	石 松 俊 雄 君
	15	番	鹿志村 清 一 君
	16	番	海老澤 勝 君
	17	番	萩 原 瑞 子 君
	18	番	飯 田 正 憲 君
	19	番	上 野 龍 一 君
	20	番	川 澄 清 子 君
	21	番	中 澤 猛 君
	22	番	川 崎 幸 助 君
	23	番	上 野 登 君
	24	番	菅 原 毅 君
	25	番	村 田 定 男 君
	26	番	箱 田 信 夫 君
	27	番	阿 内 武 臣 君
	29	番	宮 本 昇 君
	30	番	横 倉 き ん 君
	31	番	小 磯 章 一 君

33	番	枝川永男君
34	番	市村博之君
35	番	石田好一君
36	番	野原義昭君
37	番	赤津榮之丞君
38	番	杉山一秀君
39	番	斉藤清英君
43	番	柴沼 広君
44	番	小藺江一三君
45	番	須藤勝雄君
46	番	常井茂男君
47	番	竹江 浩君
48	番	石崎勝三君
50	番	常井好美君
51	番	海老澤勝男君
52	番	藤枝一弘君
53	番	山口滋雄君

欠 席 議 員

9	番	鈴木裕士君
28	番	高安勝美君

出 席 説 明 者

市 長	長	山 口 伸 樹 君
助 役	役	石 川 和 宏 君
教 育 長	長	飯 島 勇 君
市 長 公 室 長	長	永 井 久 君
総 務 部 長	長	畑 岡 洋 君
市 民 生 活 部 長	長	野 口 直 人 君
保 健 福 祉 部 長	長	加 藤 法 男 君
産 業 経 済 部 長	長	青 木 繁 君
都 市 建 設 部 長	長	澤 嶋 守 夫 君
上 下 水 道 部 長	長	早 乙 女 正 利 君
教 育 次 長	長	塩 田 満 夫 君
福 祉 事 務 所 長	長	保 坂 悦 男 君

行政改革推進室長	仲村	洋君
笠間支所長	寺崎	滋君
岩間支所長	成田	均君
消防長	青木	昭一君
会計課長	郡司	弘君
監査委員事務局長	西連寺	洋人君

出席議会事務局職員

事務局長	鈴木	健二
事務局次長	中田	明
次長補佐	柴山	昭
主査	飛田	信一
係長	山田	正巳

議事日程第1号

平成18年11月15日（水曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議案第 87号 笠間市議会議員定数条例
- 日程第5 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第6 報告第 46号 専決処分の承認を求めることについて（一般会計補正予算第4号）
- 日程第7 議案第 91号 笠間市ふるさと創生人材育成基金条例を廃止する条例
- 日程第8 議案第 92号 笠間市清掃センター設置条例を廃止する条例
- 日程第9 議案第 93号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第 94号 笠間市保育料審議会条例
- 日程第11 議案第 95号 笠間市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第 96号 笠間市生き生き菜園の設置及び管理に関する条例
- 日程第13 議案第 97号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第 98号 笠間市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第15 議案第 99号 笠間市監査委員条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第 100号 茨城県後期高齢者医療広域連合設置に関する協議について
- 日程第17 議案第 101号 平成18年度笠間市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第 102号 平成18年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 103号 平成18年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 104号 平成18年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 105号 平成18年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 106号 平成18年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第 107号 平成18年度笠間市友部水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第 108号 平成18年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第2号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議案第 87号 笠間市議会議員定数条例
- 日程第5 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第6 報告第 46号 専決処分の承認を求めることについて（一般会計補正予算第4号）
- 日程第7 議案第 91号 笠間市ふるさと創生人材育成基金条例を廃止する条例
- 日程第8 議案第 92号 笠間市清掃センター設置条例を廃止する条例
- 日程第9 議案第 93号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第 94号 笠間市保育料審議会条例
- 日程第11 議案第 95号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第 96号 笠間市生き活き菜園の設置及び管理に関する条例
- 日程第13 議案第 97号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第 98号 笠間市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第 99号 笠間市監査委員条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第 100号 茨城県後期高齢者医療広域連合設置に関する協議について
- 日程第17 議案第 101号 平成18年度笠間市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第 102号 平成18年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 103号 平成18年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 104号 平成18年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第 105号 平成18年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議案第 106号 平成18年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第2号）

議案第 107号 平成18年度笠間市友部水道事業会計補正予算（第2号）

議案第 108号 平成18年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第2号）

午前10時04分開会

感謝状の伝達

○議長（大関久義君） 皆さんおはようございます。

本会議に先立ち、ここで感謝状の伝達を行います。

本年7月13日をもって茨城県町村議会議長会から、小菌江一三君と小磯章一君に対し、それぞれ地方自治の振興発展に尽くされたとして感謝状が贈られましたので、私から伝達をさせていただきたいと思えます。

順にお名前をお呼びいたしますので、演壇の前までお進みください。

○議会事務局長（鈴木健二君） お呼びいたします。

44番小菌江議員さん、お願いします。

○議長（大関久義君）

感謝状

小菌江一三殿

あなたは、本会自治、並びに友部町議会議長として、多年にわたり地方自治の振興発展に尽くされ、その功績はまことに多大であります。よって、記念品を贈り、ここに深く感謝の意を表します。

平成18年7月13日

茨城県町村議会議長会会長 小林 宏（代読）

〔感謝状授与・拍手〕

○議会事務局長（鈴木健二君） 31番小磯議員さん、お願いします。

○議長（大関久義君）

感謝状

小磯章一殿

あなたは、本会副会長、並びに岩間町議会議長として、多年にわたり地方自治の振興発展に尽くされ、その功績はまことに多大であります。よって、記念品を贈り、ここに深く感謝の意を表します。

平成18年7月13日

茨城県町村議会議長会会長 小林 宏（代読）

開会の宣告

○議長（大関久義君） ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は45名であります。

本日の欠席議員は、9番鈴木裕士君、28番高安勝美君、50番常井好美君であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成18年第3回笠間市議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

○議長（大関久義君） 直ちに本日の会議を開きます。

市長のあいさつ

○議長（大関久義君） ここで、山口市長より発言を求められておりますので、許可をいたします。

山口市長。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 平成18年第3回笠間市議会定例会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

議員の皆様におかれましては、公私ともにご多忙の中を定例会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

去る10月29日から10月31日まで、団体向け市政懇談会を開催し、団体の代表者の方々からたくさんのご意見、ご要望をいただきました。議会側からも、大関議長さん初め、議員の皆様にも多数ご出席をいただきまして、大変ありがとうございました。

ちょうどいいいたしましたご意見、ご要望等を参考にして、市政の運営を進めてまいりたいと考えております。

また、今定例会におきましては、諮問1件、報告1件、議案18件のご審議をお願いするものであります。

何とぞ慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、ごあいさつといたします。

議事日程の報告

○議長（大関久義君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（大関久義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、10番村上 武君、11番鈴木貞夫君を指名いたします。

会期の決定について

○議長（大関久義君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期等につきまして、去る11月10日議会運営委員会を開催し、ご審議をいただいております。

ここで、議会運営委員会委員長からご報告をいただきたいと思います。

委員長須藤勝雄君。

〔議会運営委員長 須藤勝雄君登壇〕

○議会運営委員長（須藤勝雄君） 議会運営委員会の会議の報告をいたします。

当委員会は、11月10日午後2時から、委員会室において、委員全員と議長の出席を得て平成18年第3回市議会定例会の会期日程及び提出議案等について協議をいたしました。

会期については、現在、議会解散の住民投票が行われており、それに伴い、年内に市議会の選挙が予定されていることから、過日の全員協議会です承いただきましたとおり、11月15日から17日までの3日間と決定いたしました。

11月15日は、会期の決定、委員長報告、議案説明の後、質疑を行い、委員会付託を省略し、直ちに討論、採決を行うこととなります。

16日は、一般質問のみとなります。

最終日の17日は、追加議案及び議員提出議案の説明の後、質疑を行い、委員会付託を省略し、直ちに討論、採決を行うこととなります。

なお、さきの全員協議会で協議されました笠間市議会の自主解散決議を今期定例会の最終日に議会運営委員会委員のメンバーで提出することになりましたので、議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、ご報告といたします。

○議長（大関久義君） お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり、今期定例会の会期は、本日から11月17日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から11月17日までの3日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、ただいま議会運営委員会委員長から報告がありましたように、お手元の日程表のとおりでありますので、ご了承ください。

諸般の報告について

○議長（大関久義君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、議員の辞職についてご報告いたします。

去る9月22日に小池 忠議員、10月31日に西山 猛議員及び町田征久議員から辞職願が提出されましたので、地方自治法第126条の規定により許可をいたしましたので、ご報告いたします。

次に、11月1日と2日の2日間、お手元に配付いたしております議員派遣報告書のとおり議員を派遣いたしましたので、ご報告いたします。

次に、本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

議案第87号 笠間市議会議員定数条例

○議長（大関久義君） 日程第4、議案第87号 笠間市議会議員定数条例を議題といたします。

本案につきましては、第2回市議会定例会に提案され、議員定数等調査特別委員会に付託され、継続審査となっておりましたが、委員長から、お手元に配付いたしました議案審査結果のとおり報告書が提出されました。

ここで、議員定数等調査特別委員会委員長から審査の経過と結果についてご報告をお願いいたします。

51番海老澤勝男君。

〔議員定数等調査特別委員長 海老澤勝男君登壇〕

○議員定数等調査特別委員長（海老澤勝男君） それでは、報告をいたします。

平成18年第2回市議会定例会において議員定数等調査特別委員会に付託となり、継続審査となっております議案第87号 笠間市議会議員定数条例についての審査の結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、ご報告を申し上げます。

当議案については、第2回定例議会会期中の9月8日、19日、20日の3日間にわたり審

査を行いました。19日の審査では、笠間市議会議員定数条例制定請求代表者に出席を求め、意見聴取を行い、さらに事務局から県内の議員定数条例の改正の状況等について説明を受け、審査を行いました。

その後、第4回目の委員会を、閉会中の去る10月10日午前10時30分から、全員協議会室において、委員全員と議長、総務部長及び議会事務局、職員が出席して会議を開きました。事務局から、改めて近隣市町村の最近の議員定数条例改正の動向等について説明を受けた後、慎重に審査をした結果、原案の議員定数25名を28人とする修正案が出され、採決の結果、お手元の議案審査の結果のとおり、賛成多数により議員定数を28人とする修正案が可決された次第であります。

議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、ご報告にかえる次第であります。

○議長（大関久義君） 委員長の報告が終わりました。

報告に対する質疑に入ります。

48番石崎勝三君。

○48番（石崎勝三君） 今、委員長さんから報告ありましたけれども、けさ議長が、笠間市を明るくする会から25名にしてくださいという要望が出ているという話を聞いて、議長預かりという話でございますが、聞くところによりますと、28名にすれば、1年以内にまた解散をするんだという声も聞いておりますので、法的に、28名でここで決定して、1年以内にまた25名の住民の騒ぎができるのかできないのか、それをお聞きしたいのであります。よろしくお願いします。

○議長（大関久義君） 暫時休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時21分再開

○議長（大関久義君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

質疑、そのほかございますか。

44番小藺江一三君。

○44番（小藺江一三君） ただいま石崎議員さんの方からもありましたが、法治国家であります。法治国家でありますので、法に基づいてすべてが処理されるのでありまして、議会も法に基づいてやると、住民の方も法に基づいてやる、それだけのことであります。

○議長（大関久義君） 質疑。

35番石田好一君。

○35番（石田好一君） それは委員長報告なんだから、委員長報告だけでいいんじゃないの。法治国家も何も無いよ。

○議長（大関久義君） わかりました。

質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

15番鹿志村清一君。

〔15番 鹿志村清一君登壇〕

○15番（鹿志村清一君） 議席番号15番、鹿志村清一でございます。

討論に入りたいと思います。

笠間をよくする会より、議員定数25にとの署名請求があつて、山口市長より提案がされ、それが修正されて議案が出されておるわけでございます。

私は、新市まちづくりの基本理念にあります地理的交通優位性を生かしたまちづくり、住民が安心して暮らせるまちづくり、環境に恵まれた交流拠点づくり、住民協働のまちづくり、行財政基盤の強化するという、この5点によって、特に市民請求が、行財政の基盤強化にかんがみだた議会のあり方についての法定協議会決定定数の30ということの問題として提起されたと受けとめております。

定数30につきまして、特別調査委員会の意見の集約は28ということでございますけれども、私は、県内市町村の定数状況を見ても、法定協議会の2名削減が適当であるとは思えません。

水戸市では、人口26万人で30人へと、ひたちなか市では15万人で27名、つくば市では19万人で33名、神栖市では8万5,000人で26名、牛久市では7万7,000人で22名、龍ヶ崎市では7万9,000人で26名となっています。

私は、このような点で、26名を主張いたしたいと考えております。これからの旧3市町合併による議員活動のあり方を考えたとき、議会費を考えたとき、今後、新市としてさらに議員定数について議論していく必要があると考えます。現在の市民請求が、議会費の削減、行財政基盤の強化を図るとの目的をしんしゃくする必要があります。

議員定数を26名に削減することにより、全体の予算執行状況をしっかりと精査することが大事と考えております。議会にとり、議員各位にあつても、定数削減は、議員活動の生命に関することでございます。平成の合併における法定協議会決定の見直しは、住民請求により担保されているとはいえ、大きな問題を残していると考えております。

しかしながら、議会議員各位は、市民に選出され、市民に負託され、活動し、市民意思の体現を求められていると考えるものでございます。よつて、私は、修正案28名について、定数を28名に修正することと考え、反対討論といたします。

〔「何だ、28と言っているのか」と呼ぶ者あり〕

○15番（鹿志村清一君） 訂正をいたします。

修正案28名について、定数26名に修正することとし、反対討論といたします。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり議員定数を28名と決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大関久義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり議員定数を28人とすることに決定いたしました。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

○議長（大関久義君） 日程第5、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

今般、江田けい子氏が、平成19年3月31日をもって人権擁護委員を任期満了となりますので、再任いたしたく、候補者の推薦を提案するものであります。

江田けい子氏は、平成16年4月より人権擁護委員として職務に専念され、本市の人権擁護活動を積極的に取り組んでまいりました。

人権擁護委員法第6条の規定により、議会の意見を聞いて、法務大臣に候補者として推薦するために提案するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大関久義君） ただいま所用のため海老澤勝男君、枝川永男君、竹江 浩君が退席されました。

提案者の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、委員会付託、並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

続いて、お諮りいたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

報告第46号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（大関久義君） 日程第6、報告第46号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 報告第46号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本件は、笠間市議会解散投票に係る執行経費の一般会計補正予算（第4号）を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことについて、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、担当部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長畑岡 洋君。

○総務部長（畑岡 洋君） 報告第46号、専決第43号 平成18年度笠間市一般会計補正予算（第4号）につきまして、その内容をご説明申し上げます。

提案理由にもありますように、笠間市議会解散投票事務に伴う経費を10月16日付専決処分したものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出補正予算の事項別の明細書でございます。

歳出の総額 279億 3,144万 3,000円については、変わりはありません。2款の総務費 72万 1,000円を増額し、13款の予備費 72万 1,000円を減額するものでございます。

次ページをお願いいたします。

歳出につきまして、ご説明を申し上げます。

2款総務費、総務管理費の14目の財政調整基金費 1,700万円を減額するものであります。財政調整基金の積立金から減額をするものでございます。

次に、2款総務費、選挙費の7目笠間市議会解散投票費 1,772万 1,000円を増額するも

のでございます。

これにつきましては、11月26日に予定をしております住民投票の経費、さらに、これに伴いまして、11月6日告示をいたしまして期日前投票が11月7日から行われるわけですが、笠間本所、笠間支所、岩間支所と3カ所で期日前が既に始まっております。この経費。さらに、旧笠間21カ所、旧友部18カ所、岩間13カ所の計52の投票所での当日26日の投票事務費関係、さらに入場券、投票用紙の印刷関係、市の広報関係の経費でございます。各節に分かれておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、13款の予備費72万1,000円を減額いたしまして、収支のバランスをとったところでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げまして、ご説明といたします。

○議長（大関久義君） 提案者の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（大関久義君） ここで、お諮りいたします。

これからの議案につきましては、先ほど議会運営委員会委員長が申し上げましたように、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

議案第91号 笠間市ふるさと創生人材育成基金条例を廃止する条例

○議長（大関久義君） 日程第7、議案第91号 笠間市ふるさと創生人材育成基金条例を廃止する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第91号 笠間市ふるさと創生人材育成基金条例を廃止する条例についての提案理由を申し上げます。

笠間市ふるさと創生人材育成基金につきましては、合併前の友部町におきまして、ふるさと創生事業の一環として創設したものでございますが、所期の目的を達成したため基金を廃止するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大関久義君） 提案者の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま藤枝一弘君が所用のため退席されました。

議案第92号 笠間市清掃センター設置条例を廃止する条例

○議長（大関久義君） 日程第8、議案第92号 笠間市清掃センター設置条例を廃止する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第92号 笠間市清掃センター設置条例を廃止する条例につい

ての提案理由を申し上げます。

笠間市清掃センターにつきましては、所期の目的を達成し、平成19年3月には解体工事が完了する予定でございます。本案は、それに伴い、笠間市清掃センター設置条例を廃止するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大関久義君） 提案者の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第93号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（大関久義君） 日程第9、議案第93号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第93号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本条例は、友部地方広域環境組合の名称が、平成19年1月1日より笠間・水戸環境組合に変更されることに伴い、笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、第10条の2の友部地方広域環境組合を笠間・水戸環境組合に改めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大関久義君） 提案者の説明を終わります。

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

私語を慎んでいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議案第94号 笠間市保育料審議会条例

○議長（大関久義君） 日程第10、議案第94号 笠間市保育料審議会条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第94号 笠間市保育料審議会条例についての提案理由を申し上げます。

本条例は、笠間市内の保育所及び保育園にかかわる保育料を審議するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、審議会を設置するものであります。

なお、組織につきましては、保護者、関係機関、団体の代表、議会の代表、学識経験者及び市の職員で構成し、委員の人数は13人以内とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大関久義君） 提案者の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

30番横倉きん君。

○30番（横倉きん君） 30番横倉です。

学識経験を有する者というところですけども、どういう方を予定しているのか。ただ、充て職や何かで決めるのかどうか。あとは、関係機関、団体を代表するというところで、どういう団体を想定しているのか、伺います。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長保坂悦男君。

○福祉事務所長（保坂悦男君） 保育料審議会の条例につきましては、第3条で組織がご

ざいまして、（１）から（４）までそれぞれ委員を委嘱もしくは任命するところがございます。

まず、学識経験者につきましては、今まで保育、あるいはそういう部門でやってきた経験者の方を中心に委嘱したいと考えておるところでございます。

また、団体等につきましては、市内の各保育あるいは子供に係る団体がございますので、その中からお願いをいたしまして、団体の方から委嘱の方の選任をいただいで委嘱していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大関久義君） そのほかございますか。

7番成田君。

○7番（成田 正君） この審議会はいつごろから発足されるのか。その時期が入っていないものですから、それだけ確認したいんですけれども。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長保坂悦男君。

○福祉事務所長（保坂悦男君） この条例につきましては、公布の日から施行したいということで考えているところでございますが、先ほどありました組織の中に、議会を代表する者ということで、それぞれ委嘱を考えてございまして、本議会が終わった後、早速発足をしたいと考えておりましたところ、こういう動きがございますので、決まった後ということで、正式に決まった後に発足したいということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第95号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（大関久義君） 日程第11、議案第95号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第95号 笠間市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本条例は、笠間市保育料審議会の設置に伴い、委員の報酬を定めるために改正するものであります。

なお、保育料審議会の委員の報酬は、日額 4,500円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大関久義君） 提案者の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第96号 笠間市生き生き菜園の設置及び管理に関する条例

○議長（大関久義君） 日程第12、議案第96号 笠間市生き生き菜園の設置及び管理に関する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第96号 笠間市生き生き菜園の設置及び管理に関する条例についての提案理由を申し上げます。

本条例は、橋爪のいこいの家「はなさか」の隣に設置する市民農園の設置及び管理に関するものであります。

内容につきましては、担当部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大関久義君） 産業経済部長青木 繁君。

○産業経済部長（青木 繁君） 命によりまして、議案第96号 笠間市生き生き菜園の設置及び管理に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本条例は、提案理由にもありますように、市民農園を整備するに当たりまして、その設置及び管理に関する条例を制定するものであります。

今般、友部地区においても、農業従事者の高齢化や担い手不足により耕作放棄地がふえる一方、地域住民の価値観の変化や健康志向により、余暇時間は有意義に過ごしたい、安心な農作物を求めたいという考え方に変わってきております。

このような地域農業の抱える問題と地域住民のニーズにこたえる手段の一つとしまして、市民農園を整備し、農業を営んでいない方を対象に、余暇時間の中で野菜栽培の楽しさ、こだわりの農作物が栽培できる環境を整備いたします。

条例につきまして、ご説明申し上げます。

この条例は、16条から構成されておりまして、まず、第1条の設置では、市民が、余暇活動として野菜づくり等農作業を通じて土に親しみ、農業に対する理解を深め、もって健康的でゆとりある生活に資するため設置するとしております。

第2条の名称では、笠間市生き生き菜園「はなさか」としております。

第3条では施設、第7条では使用区画、第8条では使用の許可、9条では使用の不許可、第10条では使用料、第11条では使用料の不還付、第12条では使用許可の取消し、13条では原状回復の義務、第16条では委任という構成になっております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大関久義君） ただいま50番常井好美君が出席されました。

提案者の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

18番飯田正憲君。

○18番（飯田正憲君） ちょっとお伺いしたいんですが、1区画30平方メートルとあるんですが、総面積がないんですが、1世帯1区画となって、どのぐらいの総面積になるかということをお伺いしたいんです。

○議長（大関久義君） 産業経済部長青木 繁君。

○産業経済部長（青木 繁君） 総面積は 3,926平米でございます。

〔「区画は」と呼ぶ者あり〕

○産業経済部長（青木 繁君） 84区画でございます。

○議長（大関久義君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第97号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例

○議長（大関久義君） 日程第13、議案第97号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第97号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本条例は、茨城県屋外広告物条例及び同条例施行規則の改正に伴い、笠間市手数料条例のうち、屋外広告物許可申請手数料にかかわる一部を改正するものであります。

内容につきましては、別表1の「のぼり旗」を「広告旗」に改めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（大関久義君） 提案者の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第98号 笠間市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

○議長（大関久義君） 日程第14、議案第98号 笠間市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第98号 笠間市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本条例は、笠間市公共下水道事業計画の認可区域拡大に伴い、負担金に関する条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、担当部長から説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大関久義君） 上下水道部長早乙女正利君。

○上下水道部長（早乙女正利君） 議案第98号 笠間市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の条例改正は、友部・笠間処理区において、公共下水道事業計画の認可拡大区域ごとに負担区及び受益者負担金額を定めており、本年3月の事業認可区域拡大に伴い、新たな負担区及び単位負担金額を定める必要が生じましたが、今後において、事業完了までの間、一律友部・笠間処理区として1平方メートル当たり550円とするため、従来の負担区制を廃止し、処理区ごとに単位負担金額を統一することに伴う条例の一部改正であります。

改正の概要であります。第3条では、負担区の決定及び公告を廃止し、排水区域の公告をするよう改正するものであります。

第4条では、処理区という用語を、認可を受けた事業計画に定める処理区と定義しておりましたが、認可区域だけでなく、排水区域全体において処理区ごとに単位負担金額を統一するため改正するものであります。

第4条第1号では、負担区の廃止に伴い、負担区という用語に関係した部分を削除するものであります。

第12条第1項では、第3条の改正に伴い、第2項を削除し、負担区を排水区域に改正するものであります。

第12条第2項では、負担区の廃止に伴い、負担金の額について準用する単位負担区金額の適用区域を処理区に関係した内容に改正するものであります。

別表では、負担区を廃止し、処理区の区分のみにより単位負担区金額を定めるよう改正するものであります。

また、附則であります、公布の日から施行するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大関久義君） 提案者の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

20番川澄清子君。

○20番（川澄清子君） お伺いいたします。

2点にわたってですが、この処理区の名称のほかに、負担額が今回改正されたということですが、前はどのような金額であるかということと、笠間、友部の550円と岩間が250円の差はどういうところから出てきたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 上下水道部長早乙女正利君。

○上下水道部長（早乙女正利君） まず、1点目の前回の金額ということでございますが、負担区につきましては、従前までは、第1、第2、第3、第4と事業拡大ごとにやっております、550円で統一されております。

また、岩間が250円ということでございますが、これは岩間の方で当時計画されまして、この250円のほかに1筆当たり18万円という負担金があるのであります。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 20番川澄清子君。

○20番（川澄清子君） 岩間地区の処理の関係なんです、1筆当たり18万円というのは、どういうことでその18万円の金額が負担されているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 上下水道部長早乙女正利君。

○上下水道部長（早乙女正利君） 条例におきまして、公共汚水柵を設置するときには、1筆当たり2個ということで、1個当たり18万円を賦課徴収するというようになっておりますので、1筆当たり18万円の金額は取るよと、条例で定めてあったものですから。

○議長（大関久義君） だから、550円の方は18万円の負担金は取らないんだろう。

○上下水道部長（早乙女正利君） 取りません。

○議長（大関久義君） それ説明したらいがっぺ。

○上下水道部長（早乙女正利君） 友部の場合には1平方メートル当たり550円、岩間処理区につきましては1平方メートル当たり250円、プラス1筆当たりにつき、汚水柵を設置するときに18万円が加算されるということでございます。

○議長（大関久義君） 20番川澄清子君。

○20番（川澄清子君） では、その1筆につき18万円かかるというその差は、岩間地区はなぜそのような形になっているのでしょうか。友部は1平米で550円ということですので、その金額の差で18万円の埋め合わせをできるということでしょうか。

岩間地区だけ高いということになりますよね。

○議長（大関久義君） 暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前11時20分再開

○議長（大関久義君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

枝川永男君、海老澤勝男君、藤枝一弘君が着席しております。

上下水道部長早乙女正利君。

○上下水道部長（早乙女正利君） 川澄議員のご質問にお答えします。

現在、この基準で計算しますと、岩間の標準的宅地面積、約700平方メートルで計算しますと、岩間処理区におかれましては35万5,000円、友部・笠間処理区におかれましては38万5,000円で、約3万円の差となることとなります。

以上です。

○議長（大関久義君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 11番鈴木貞夫君。

○11番（鈴木貞夫君） この問題に関連して、別表がありますね、第4条関係。ここに550円と250円ということがあるわけですよ。これはさておいて、この550円というのは、市街地も農村部も関係ないわけですね。

農家の場合は、屋敷が広くて建屋はそんなになんないという場合もありますね。1,000平米、500平米も広い敷地内に家屋が建っていると。その全部の敷地にかかるということになるわけですか。

その辺をもう1回確認しておきます。

○議長（大関久義君） 上下水道部長早乙女正利君。

○上下水道部長（早乙女正利君） まず、1点目、市街地、農村部にかかわらず550円がかかるのかということですが、全体区域面積、事業認可とったところにおきましては、市街地、農村部関係なく一律550円となります。

また、農村部の宅地は広くて、面積によりますが、農村部でも、宅地であれば、その全面積に対して負担金がかかります。

また、猶予されるものにつきましては、現在、山林、畑、田等につきましては猶予しております。現在、負担金として徴収するのは、宅地、原野等でございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 11番鈴木貞夫君。

○11番（鈴木貞夫君） 今のあれですと、農家の場合は、宅地であれば、いわゆる屋敷ですね。それは全体の面積にかかる。いわゆる建物、家屋の面積に関係なく。

ただ、今、私が問題だと思うのは、私の周りもそういう話はよく出るわけですけども、農家というのは、広い面積を持って、そこが一つのいろいろ農業するためには必要な面積

なんですね。それが宅地になっていると。全体的に 1,000平米も 2,000平米もあるような宅地で、実際そこに住んでいる人は2人とか3人しかいない。雨水まで下水処理場に入れるわけじゃないわけですよ。住んでいる人の雑排水を下水処理場に入れるわけですから、その広い面積にかけるというのは、私はちょっと不合理だと思うんですよ。

それと、これから農村地帯に下水道を引いていったとしても、高額負担がかかるということによって、下水道を入れない人がふえてくる。幹線はつくりました。100万円もかかる負担では、とてもじゃないけど引けないと、そういう話よく聞くわけですよ。

そうすると、ただ単に、下水道の区域にして幹線引きました。しかし、実際には利用されないという問題が起きるんじゃないですか。この辺の配慮は、私は、農村部については必要じゃないかと思うんですけども、それが全然これではわからないので、その辺の考えを聞きたい。

○議長（大関久義君） 上下水道部長、的確に答えてください。

上下水道部長早乙女正利君。

○上下水道部長（早乙女正利君） まず、農家面積が広いということですが、それについても現在では負担金を徴収させていただきます。

また、負担金が高いから下水道接続しないと。だけど、負担金としては、下水道を接続しなくても当然かかっていきますので、徴収させていただきます。

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第99号 笠間市監査委員条例の一部を改正する条例

○議長（大関久義君） 日程第15、議案第99号 笠間市監査委員条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第99号 笠間市監査委員条例の一部を改正する条例について

の提案理由を申し上げます。

本条例は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、笠間市監査委員条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、条例で定めるところにより3人または2人とされていた市の監査委員の定数を法律により原則2人とされたため、定数を定めた規定を削除するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大関久義君） 提案者の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第100号 茨城県後期高齢者医療広域連合設置に関する協議について

○議長（大関久義君） 日程第16、議案第100号 茨城県後期高齢者医療広域連合設置に関する協議についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第100号 茨城県後期高齢者医療広域連合設置に関する協議についての提案理由を申し上げます。

本件は、後期高齢者医療の事務を処理するための広域連合を地方自治法第284条第3項の規定に基づき設置するものであり、同法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、担当部長から説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大関久義君） 市民生活部長野口直人君。

○市民生活部長（野口直人君） 議案第 100号 茨城県後期高齢者医療広域連合設置に関する協議について、補足してご説明申し上げます。

本案件は、6月に国会で可決されました医療制度改革法案の中で、高齢者の医療の確保に関する法律の公布に伴い、設置するものであります。平成19年1月、知事の認可を受け、設置する運びであります。

この制度は、県内44市町村が一つの保険者となり、75歳以上の高齢者及び65歳以上の障害者を対象として、平成20年4月から施行されるものでございます。

1 ページをお開き願います。

第1章総則の第4条には、広域連合の処理に関する事務について規定してあります。後期高齢者医療制度の事務のうち、被保険者の資格の管理に関する事務、医療給付に関する事務、保険料の賦課に関する事務などを定めております。

2 ページをお開き願います。

第2章には、広域連合の議会について規定してありますが、第7条により、議員については、市長、町村長、市議会議員及び町村議会議員から構成され、第8条により、団体から推薦を受けるか、また、それぞれの分野での一定以上の推薦者が必要となっております。

次に、3 ページをお開き願います。

第3章は、広域連合の執行機関であります。第11条に規定してありますように、広域連合長と副広域連合長各1名ずつ置きますが、これは、第12条にありますように、市町村長の中から市町村長によって投票により選ばれます。

第4章では、広域連合の経費について定めております。第18条で、経費の支弁方法を定めておまして、関係市町村の負担金については、別表第2に掲げてありますように、それぞれの負担区分に対してそれぞれの負担割合等が定められております。

以上で、議案第 100号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（大関久義君） 提案者の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

11番鈴木貞夫君。

○11番（鈴木貞夫君） 2点、お聞きしたいと思います。

この7条の広域議員の問題、私は、市会議員、町村議員、この8人、3人というのは、構成している自治体数ですね。だとするならば、人口比で出す方が、会議の運営としては公平かと思えますけれども、少なくとも各自治体から複数出すということが、私は議会の運営上は必要じゃないかと、公平じゃないかと思えます。

それと、もう1点、一番最後に、別表第2、第18条関係で、ここに均等割、人口割いろいろ書いてありますね。

具体的には、実際に75歳以上の高齢者は月額幾らの負担になる予定なのか。これだけだと、パーセントでわからないので、その試算は既に行っていると思うんですね。そういう中

身がわからないと、ただここで条例を出されてきても、その辺のことをちょっとお尋ねしたいと思うんです。

2点、高齢者の負担幾らになるかということと、議員定数のことで。

○議長（大関久義君） 市民生活部長野口直人君。

○市民生活部長（野口直人君） 鈴木（貞）議員の質疑にお答えします。

第7条の議会の議員定数でございますけれども、本来ならば1市町村1議員が望ましいと思いますが、設立後の議会運営や議員報酬の兼ね合いから、半数程度としたものでございます。

あと、18条の各高齢者の負担金、ちょっとそういうものは今のところ計算してございませんので、わかれば後ほどお知らせしたいと思います。

○議長（大関久義君） 11番鈴木貞夫君。

○11番（鈴木貞夫君） 僕は、やはり議会の構成からいったら、後期高齢者医療というのは重大な問題であって、議会としても無関心ではられないように、国保から離されるわけですね、75歳の人たちは。その保険に移されていくわけです。そうしたら、やはり議会の意見が反映するというか、公正にするためには、複数にするということが必要だと思うんです。改めて強調します。

それと、この負担金の問題というのは、既に厚労省の試算というのが、平均で7万2,000円と公表されているんですね。平均ですから、全国的なあれで計算したと思うんですね。しかも、月額1万5,000円以上の年金のある人から天引きなんですね。この保険は、国保と違って自分で納めるんじゃないくて天引きですよ、年金から。介護保険が、今、年金から天引きになっていますね。それと合わせる、1万円以上になっちゃうんですね、月に。

そうすると、これは大変なことなんですよ。月1万5,000円年金のある人から1万円天引きしたら5,000円しか残らないんだと。だから、今、茨城県またはこの地方の広域事務組合では、幾らぐらいの試算で、実際の負担はどうなっているかということ、これだけではわからないので、早急に試算して知らせてほしいと思うんですよ。

そういう事務が成り立たないと、実際の保険が……これは再来年平成20年から出発するわけですね。2年後には出発するわけですから、既にそういう試算も出てなければ、具体的な運営というのはできないと思うんですけれども、どうでしょうか。

その辺のことを、この表に絡んでお聞きしたいと思います。

○議長（大関久義君） 市民生活部長野口直人君。

○市民生活部長（野口直人君） では、2回目の質疑にお答えします。

この第7条の各議員さんについては、大体4人に1人程度のことで一応決めてあると思います。これらについては、先ほど申し上げたとおり、活動とか報酬とか運営とか、そういういろいろな中で検討した結果、このようになったものでございます。

あと、今、鈴木（貞）議員がおっしゃったような細かい試算については、この準備期間

として、今、設立の準備やっておりますけれども、平成19年度はその準備期間、それで平成20年4月から施行するわけでございますので、その詳しいことはまだわかっていないと思いますので、わかり次第いろいろ報告はしたいと思います。

以上です。

○議長（大関久義君） 11番鈴木貞夫君。

○11番（鈴木貞夫君） やはりこの負担金の問題というのは、共通経費ここに書かれていますけれども、私がいろいろ調べた資料は、保険料は1割なんですね、本人の。それで、公費が5割で、そのうち国が12分の4、県市が12分の1ずつと。残りの4割は、ほかの保険からここに入ってきて運営されるということになっているわけですね、規則は。その1割が高齢者の負担になるということですから、それは早急に実際のあれを計算していただいて、知らせていただきたいと思います。

今、出ないなら、早急に計算してもらいたいと思うんですよ。これは重大な問題なんですよ。あと2年後に始まるわけですから。

○議長（大関久義君） 質疑を終わりたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大関久義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第101号 平成18年度笠間市一般会計補正予算（第5号）

議案第102号 平成18年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第103号 平成18年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第104号 平成18年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第105号 平成18年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議案第106号 平成18年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第2号）

議案第107号 平成18年度笠間市友部水道事業会計補正予算（第2号）

議案第108号 平成18年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（大関久義君） 日程第17、議案第 101号 平成18年度笠間市一般会計補正予算（第5号）から議案第 108号 平成18年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第2号）までを一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第 101号 平成18年度一般会計補正予算（第5号）から議案第 108号 平成18年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第2号）までの提案理由を申し上げます。

議案第 101号から 108号につきましては、一般会計及び国民健康保険、介護保険、公共下水道事業、農業集落排水事業の4特別会計、並びに笠間、友部、岩間の水道事業3会計の補正予算であります。

内容につきましては、それぞれの担当部長から説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長畑岡 洋君。

○総務部長（畑岡 洋君） 議案第 101号 平成18年度笠間市一般会計補正予算（第5号）につきまして、その内容をご説明申し上げます。

平成18年度笠間市一般会計補正予算（第5号）でございますが、第1条の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億699万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ278億2,445万3,000円とするものでございます。

1条の2に定めます第1表歳入歳出予算補正につきましては、後ほどご説明を申し上げます。

第2条の継続費の変更は、第2表継続費の補正により、そして第3条地方債の変更は、第3表地方債補正によりご説明を申し上げますので、7ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第2表の継続費の補正でございます。

変更でございます。

衛生費、保健衛生費の環境基本計画推進事業、補正前1,517万9,000円を補正後1,291万5,000円、年割額で18年度315万円、19年度976万5,000円に変更するものでございます。

次に、8ページをお開きいただきたいと思います。

第3表の地方債の補正の変更でございます。

限度額の変更ということで、起債の方法、利率、償還の方法については変わりがございません。

経営体育成基盤整備事業債 3,400万円ほか6件、合計で13億8,520万円を、補正後、経営体育成基盤整備事業債 2,980万円ほか4件1億5,730万円を減額し、12億2,790万円に変更するものでございます。

それでは、第1表の内容につきましてご説明を申し上げますので、11ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、歳入でございます。

主なものにつきましてご説明を申し上げます。

まず、市税の市民税の個人分でございます。補正額7,576万1,000円を増額するものでございます。個人市民税の均等割、そして個人市民税の所得割のそれぞれの金額でございます。

次に、市税の軽自動車税272万6,000円を増額するものでございます。軽自動車の現年度課税分の増でございます。

次に、12款の分担金及び負担金、教育費負担金12万5,000円を減額するものでございます。立志の船自然教室保護者の負担金ということで、参加者の減でございます。

次に、14款国庫支出金の国庫負担金、民生費国庫負担金でございますが、障害福祉費の負担金、事業費の増、負担率の増、そして児童福祉費の負担金、負担率の関係の減ということで、ページを返していただきまして、生活保護の負担金、事業費の減ということで、合わせまして6,699万6,000円を減額するものでございます。

次に、14款の国庫支出金の民生費国庫補助金299万5,000円を増額するものでございます。障害福祉費の補助の事業費の増、生活保護費の増でございます。

次に、教育費国庫補助金50万6,000円の増でございますが、教育費補助金の中の特殊教育就学奨励費の補助金、小中の関係でございますが、対象児童生徒の増ということでございます。

次に、総務費国庫補助金4,500万円の増でございますが、市町村合併推進体制整備費の補助金でございます。これは合併の補助ということで1市町村1億5,000万円、3市町合わせまして4億5,000万円を10年間にわたりいただけるということで、本年、10分の1、4,500万円を歳入するものでございます。

次に、県支出金の民生費負担金1,448万4,000円の増でございますが、児童福祉費の負担金関係の負担率の変更による増でございます。

次に、民生費県補助金の133万5,000円の増でございますが、障害福祉費の補助の増でございます。

次に、農林水産業費県補助金、減額の289万9,000円でございますが、農業費の補助金関係、補助制度の変更、さらに林業費の補助金の決定によるものでございます。

次に、土木費県補助金267万円でございますが、安全快適なみち緊急整備費の補助金、市道友部の1級2号の歩道整備費の補助金でございます。

次に、県支出金の委託金関係、総務費委託金、民生費委託金、教育費委託金飛ばしまして、17款の寄附金でございます。

まず、教育費寄附金の49万 8,000円でございますが、笠間中に指定の個人からの寄附でございます。さらに、一般寄附の3万円でございますが、民間からの寄附でございます。

ページを返していただきまして、繰入金でございます。友部駅橋上化及び自由通路整備基金の繰入金 2,776万 1,000円の減額でございますが、駅の北口広場の建設工事費の減による減であります。

次に、義務教育施設整備基金の繰入金でございますが、220万円の減でございますが、友部中学校の大規模改造工事費の減による減でございます。

次に、18款の繰入金の大池田財産区繰入金 199万 9,000円でございますが、施設の整備費ということで、地域の集会所の補助ということで繰り入れるものでございます。

次に、諸収入でございますが、土木費の受託事業収入でございます。340万円の増でございますが、市道友部の2031号、友部地方広域環境組合からの受託事業でございます。

次に、諸収入の中の雑入 251万円を減額するものでございますが、この中で、自治総合コミュニティ助成の500万円でございますが、旭台、第2東宝ランドに250万円を2カ所の県補助金が入っております。

次に、まちづくり賀詞交歓会関係の120万円の増でございますが、1人当たり3,000円掛ける400人を想定しております。

さらに、工作物の移転補償関係でございますが、消防の1分団の詰所の補償費関係でございますが、用地の買収、道路の工事の関係で次年度以降になるということで減額をするものでございます。

さらに、高速道路の救急業務の支弁金の減額、こういうものがあるわけでございます。

次に、21節の市債でございます。先ほど8ページの第3表で地方債の変更ということでご説明申し上げましたように、1億 5,730万円を減額するものでございます。

次に、ページを返していただきまして、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

まず、1款の議会費でございます。1目の議会費 195万 4,000円でございますが、職員手当等を中心とした人件費関係の増でございます。

次に、総務費の一般管理費の273万 9,000円の減でございますが、合併記念式典関係の精算による減でございます。

次に、文書広報費 230万 4,000円の増でございますが、特に郵便関係の通信郵送料、上半期の実績による増ということでありまして。

次に、財政管理費、会計管理費を飛ばしまして、財産管理費の233万 9,000円の増でございますが、先ほど説明しました大池田財産区から繰り入れました200万円を集会所の補助として支出をするものでございます。

次に、企画費の69万 5,000円の減でございますが、これは備品の減でございますが、笠

間の公民館、展示ケース関係の備品でございます。

次に、支所費 119万 3,000円の増でございますが、需用費の修繕料関係、笠間支所ののり面関係、さらに岩間支所の給水管関係の修繕が主なものでございます。

次に、電算管理費で減額の 863万 9,000円でございますが、主なものといたしましては、ネットワークシステムの委託料関係の電算の減、そして備品の増 775万 4,000円、ドライシーラーといたしまして、目隠しシートの圧着機といたしますか、こういうのを買うということでございます。

次に、公平委員会費、さらに交通安全対策費につきましては、協議会の委員の報酬関係が主なものでございます。

次に、12目の市民活動費 105万 4,000円の増でございますが、主なものといたしましては、消費センター運営事業費の減、防犯推進事業費の減、そして先ほどの旭台と第二東宝ランドにつきましてコミュニティーの補助金の助成、そしてさらに集会所関係の補助金 141万 8,000円でございますが、大網地区、上福田地区、下福田地区、さらに南友部の宿地区と4カ所の集会所、公民館等に補助でございます。

次に、14目の財政調整基金積み立てでございますが、1億 3,349万 8,000円を積み立てるものでございます。

次に、総務費の税務総務費でございますが、人件費でございます。

次に、賦課徴収費の 1,072万円の増でございますが、特に税申告関係の人件費、臨時賃金等が主なものでございます。

次に、総務費の戸籍住民基本台帳費関係飛ばします。霞ヶ浦用水関係飛ばし、さらに総務の指定統計関係を飛ばしまして、民生費の社会福祉総務費 485万円の増でございますが、国民健康保険特別会計への繰り出しの増が主なものでございます。

次に、2目の障害福祉費の 3,591万 9,000円の増でございますが、特に扶助費の増でございます。障害者施設訓練費等支援費 2,285万 3,000円が主なものでございますが、社会福祉法人自立奉仕会の茨城福祉工場、36名が通っているそうでありますが、新たにこの部分が入ってきたところでございます。

次に、高齢者福祉費の 853万 5,000円の減でございますが、主なものといたしましては、敬老会の祝い金等、敬老会の経費の減、さらに緊急通報システム関係の事業費の増、さらに愛の定期便関係の増、さらにねんりんピック関係の職員手当等が主なものでございます。

次に、老人医療給付費については、消耗品でございます。

次に、医療福祉費で 426万 3,000円の減額でございますが、これは医療福祉の医師会等の事務交付金、法改正による減額でございます。

次に、民生費の児童福祉総務費の 595万 8,000円でございますが、人件費の増でございます。

ページを返していただきまして、次に、児童手当費 691万円でございますが、児童手当

人員の増による扶助費の増でございます。

次に、保育所費 414万 8,000円の減でございますが、人件費等の減でございます。

次に、民生費の生活保護費の扶助費 7,684万 4,000円の減でございますが、これは扶助費関係、上半期の実績により減とするものでございます。

次に、衛生費の環境衛生費、減額の 102万 9,000円でございますが、先ほどの環境基本計画策定委託料の減でございます。

次に、衛生費の塵芥処理費の 9,663万 6,000円の減でございますが、主なものとしたしましては、清掃センターの解体工事費関係の減が主なものでございます。

次に、農林水産業費の農業委員会費89万 6,000円でございますが、人件費等の増でございます。

次に、農業総務費の72万 7,000円の減でございますが、農業集落排水事業特別会計への繰出金の減でございます。

次に、農業振興費でございます。391万円の減でございますが、負担金補助の欄にありますように、豊かな土づくり推進事業費の補助金、環境にやさしい農業推進対策事業費補助金、補助制度の変更によるものが主なものでございます。

次に、水田農業、畜産関係を飛ばしまして、農地費 287万 5,000円でございますが、主なものとしたしましては、測量機器の工事請負費から備品への組み替え、さらに負担金として農村振興総合整備事業負担金の随分附の農道整備の関係の事業費でございます。

次に、農林水産業費の林業費でございますが、補助金の決定により減額をするものでございます。

林道費については、職員手当でございます。

次に、商工費でございますが、2万円につきましては、人件費でございます。

次に、観光費でございますが、29万 3,000円は、枯れ松の処分、北山公園の処分ということでございます。

次に、土木総務費の9万 4,000円につきましては、人件費でございます。

次に、道路橋りょう総務費の50万円につきましては人件費、次に、道路維持費の 2,711万 7,000円でございますが、クールシュヴェール関係の道路の下刈り関係、さらに過日の雨による排水関係の整備6カ所が主なものでございます。

次に、道路新設改良費の 1,425万 3,000円でございますが、笠間支所関係の道路改良工事費、高速道路の側道関係の 485万円、さらに笠間旧消防署わきの公有財産の購入費関係が主なものでございます。

次に、緊急地方道路整備費の48万 4,000円でございますが、埋蔵文化財の調査の委託料関係で、友部の1級5号の道路の関係でございます。

次に、市幹線道路整備費ということで 564万 1,000円でございますが、箱田寺崎線、岩間八郷線、友部1級12号に関する道路の整備費でございます。設計委託、あるいは道

路改良については友部の12号で組み替え、さらに公有財産、それから立木の補償については岩間八郷線関係、公有財産については箱田寺崎線関係でございます。

次に、土木の河川費でございますが、378万円の増でございますが、笠間の石寺地内の河川の補修の整備費でございます。

次に、土木の都市計画総務費でございますが、都市計画マスタープランの委託料、19年度へ組み替える部分、あるいは都市計画の業務委託関係を自前でやるという関係で、合わせて1,064万1,000円を減額するものでございます。

次に、公共下水道費で1,636万3,000円の減でございますが、公共下水道事業特別会計への繰出金の減でございます。

次に、友部駅周辺整備事業費でございます。9,544万9,000円の減でございますが、橋上駅関係の記念事業費の経費、さらに用地の関係で工事費を減額するものでございます。

次に、岩間駅周辺整備事業費で、プラマイゼロでございますけれども、全体事業費の組み替え関係、委託料については請負の差金、さらに今回新たに4筆を購入する予定、さらに家屋の移転関係、物置2棟を実施するということで組み替えるものでございます。

次に、消防費の常備消防費300万円の減でございますが、岩間消防署の浄化槽の工事でございます。

次に、非常備消防費の6万3,000円については、消耗品、作業着関係でございます。

次に、消防施設費の3,302万7,000円の減でございますが、主なものといたしましては、先ほども説明いたしました歳入で、第1分団の関係が、県道の道路改良に伴う用地買収費ということで、19年度以降にするために減額をする。さらに、4分団の詰所の要望があったわけでありましたが、これの取り下げがあったということで減額をするものでございます。

次に、災害対策費97万6,000円の増でございますが、防災行政無線の移動の工事費の100万円ということで、中市原地内のを移動する予定でございます。

次に、9款の教育費の事務局費でございますが、1,243万1,000円の増でございますが、派遣指導費の負担が主なものでございます。

次に、教育費の学校管理費、小学校費でございますが、767万3,000円の増でございますが、工事請負費関係、教職員用のパソコンの設置工事費が主なものでございます。

次に、教育振興費の549万7,000円の増でございますが、特に要保護・準要保護の児童関係の給食費、特殊学級の就学奨励費関係の増でございます。

次に、中学校費の学校管理費394万2,000円の増でございますが、これもやはり教職員用のパソコンの設置ということで、中学校費の増の主なものでございます。

次に、教育振興費549万円でございますが、パソコンリース料の増、さらに要保護・準要保護の給食関係、特殊教育の就学奨励費関係が主なものでございます。

次に、学校建設費の4,500万円の減でございますが、友部中学校の大規模改造工事費の減でございます。

次に、幼稚園費に入りまして、32万 8,000円の増でございますが、私立幼稚園の運営補助金関係、補助金制度の見直しによる増でございます。

さらに、教育費の社会教育総務費の 248万 7,000円につきましては、人件費でございます。

さらに、図書館費 134万 6,000円につきましては、消耗品、需用費の増でございます。

次に、文化財保護費の 128万 4,000円でございますが、重機の借り上げ関係でございます。

次に、教育費の保健体育総務費の37万円、スポーツ奨励金の報償費でございますが、各種スポーツ全国大会への奨励費の補助でございますが、上半期の実績により後期分でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、説明といたします。

○議長（大関久義君） 市民生活部長野口直人君。

○市民生活部長（野口直人君） 議案第 102号 平成18年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、補足してご説明を申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,158万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億 9,154万 4,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入の3款、1項、1目療養給付費等負担金の増 170万円、2項、1目の財政調整交付金の増45万円、5款、2項、2目財政調整交付金の増35万円は、歳出の一般被保険者療養費の増額補正に伴う増額であります。

4款、1項、1目の療養給付費等交付金の増 1,325万円は、退職被保険者と高額療養費の増額補正に伴う増額であります。

次に、8款、1項、1目一般会計繰入金の増 408万円ですが、繰り入れ基準に基づき、歳出の事務費相当額と出産育児一時金の3分の2相当額を一般会計から繰り入れるものであります。

10款、3項、2目退職被保険者等第三者納付金 175万円の増ですが、交通事故による退職被保険者等第三者納付金を増額補正するものでございます。

歳出についてご説明申し上げますので、8ページをお開きいただきます。

1款、1項、1目一般管理費の増8万円は、第三者行為。

○議長（大関久義君） 大きいものだけでいいです。

○市民生活部長（野口直人君） はい。

次に、2款、1項、1目の一般被保険者療養費の増 500万円と5目審査支払手数料の増 180万円であります。

同款、2項高額療養諸費は、退職被保険者等高額療養費の増1,500万円であります。

さらに、同款、4項、1目出産育児一時金600万円の増につきましては、出産育児一時金が1件30万円から35万円に改正されたことに伴います不足見込み額を増額補正するものでございます。

6款、1項、1目保健衛生普及費ですが、健康カレンダーの印刷製本費277万2,000円の補正をするものであります。

9款予備費につきましては、収支の均衡を図るため922万2,000円を減額するものでございます。

以上で、議案第102号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（大関久義君） ここで暫時休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

午後零時04分休憩

午後1時02分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉事務所長保坂悦男君。

○福祉事務所長（保坂悦男君） 議案第103号平成18年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億653万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億5,553万8,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、上半期分の給付実績に基づきまして、年間の所要額を補正するものでございます。

内容につきましては、補正予算事項別明細書により主なもののみご説明申し上げますので、6ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

1款、1項、1目第1号被保険者保険料3,252万4,000円の増でございます。

3款、1項、1目介護給付費負担金3,818万円の減でございます。介護給付費の20%の減となるものでございます。

4款、1項、1目介護給付費交付金5,917万1,000円の減でございますが、介護給付費の31%の減でございます。

次に、歳出でございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

下段の方でございますが、2款、1項、1目居宅介護サービス給付費1億2,838万1,000円の増でございます。居宅における要介護者の増による介護サービス給付費の増額でござ

います。

9 ページに移りまして、5 目施設介護サービス給付費 2 億 2,689 万 4,000 円の減、同じく 9 目居宅介護サービス計画給付費 3,430 万円の増でございます。

2 款、2 項、1 目介護予防サービス給付費 7,769 万 8,000 円の減、同じく 3 目地域密着型介護予防サービス給付費 4,246 万円の減でございます。

10 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款、4 項、1 目高額介護サービス費 2,610 万 3,000 円の増でございます。居宅サービス受給者の増加によります高額介護サービス費の増額でございます。

2 款、6 項、1 目特定入所者介護サービス費 3,300 万円の減、5 款、1 項、1 目基金積立金 6,799 万 9,000 円の増でございますが、年度間の介護給付費の調整を図るため、基金として積み立てるものでございます。

8 款、1 項、1 目予備費 90 万 7,000 円増いたしまして、収支のバランスをとったものでございます。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 上下水道部長早乙女正利君。

○上下水道部長（早乙女正利君） 議案第 104 号 平成18年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 115 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28 億 27 万 1,000 円とするものであります。

4 ページをお開き願います。

第 2 表では、地方債変更による地方債限度額を 8 億 4,710 万円から 8 億 6,450 万円とするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法には変更はございません。

歳入歳出補正予算の内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

6 ページをお開き願います。

歳入でございますが、6 款、1 項、1 目一般会計繰入金 1,636 万 3,000 円を減額し、8 款、1 項、1 目では消費税額の確定による還付金 12 万円、9 款、1 項、1 目、資本費平準化債 1,740 万円を増額補正するものでございます。

次に、7 ページをごらん願います。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

1 款、1 項、1 目下水道総務費、3 節、時間外勤務手当 34 万 1,000 円の増額、27 節 90 万円は、消費税確定により減額するものであります。

2 目下水道管理費、11 節需用費 50 万円の増額は、光熱水費を補正するものでございます。

次に、2 項、1 目下水道建設事業費でございますが、13 節委託料 5,500 万円を増額し、15 節工事請負費 5,500 万円を減額し、管渠設計委託料へ組み替えをするものでございます。

次に、2款、1項、1目公債費でございますが、一般財源から平準化債に組み替えをしたものでございます。

次に、議案第 105号 平成18年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、第1条では、歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ9,947万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ8億9,893万5,000円とするものであります。

第2条では、地方債の変更についてであります。

4ページをお開き願います。

第2表の地方債でございますが、起債限度額を3億3,500万円から2億9,180万円に変更するものであります。

起債の方法、利率、償還の方法には変更はございません。

歳入歳出補正予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

歳入でございますが、3款県支出金、1目農業集落排水事業費県補助金5,555万円の減額、4款繰入金、1目一般会計繰入金72万7,000円の減額、7款市債、1目農業集落排水事業債4,320万円の減額であります。これらの歳入の減額につきましては、補助対象事業費の決定により減額となるものでございます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

歳出についてご説明申し上げます。

1項農業集落排水施設管理費、1目農業集落排水施設管理費でございますが、補正額52万3,000円の増額は、処理場の電気料及び電気保安業務委託料でございます。

2項農業集落排水施設建設費、1目農業集落排水事業建設費の補正額1億円の減額は、補助対象事業費の決定により減額するものでございます。

次に、議案第 106号 平成18年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の主な要因といたしましては、賃借料の増によります総係費の補正でございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第2条の収益的支出でございますが、平成18年度笠間市笠間水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出でございますが、1款水道事業費用、1項営業費用133万8,000円を増額し、6億8,636万2,000円に、4項予備費で133万8,000円を減額し、2,029万9,000円にそれぞれ補正するものでございます。

内容につきましては、補正予算に関する明細書によりご説明申し上げます。

3 ページをお開き願います。

収益収入及び支出の支出でございますが、1 項営業費用、5 目総係費 133 万 8,000 円の増額の主なものは、18 節賃借料 116 万 5,000 円の増額で、事務用機器借上料でございます。

4 項予備費で 133 万 8,000 円の減額は、収支のバランスを図るものであります。

次に、議案第 107 号 平成18年度笠間市友部水道事業会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の主な要因といたしましては、賃借料の増によります総係費の補正でございます。

補正予算書の 1 ページをお開き願います。

第 2 条の収益的支出でございますが、平成18年度笠間市友部水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出でございますが、1 款水道事業費用、1 項営業費用 76 万 2,000 円増額し、5 億 9,112 万 7,000 円に、4 項予備費で 76 万 2,000 円を減額し、1,484 万 6,000 円に、それぞれ補正するものでございます。

内容につきましては、補正予算に関する明細書によりご説明申し上げます。

3 ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出でございますが、1 項営業費用、5 目総係費 76 万 2,000 円増額の主なものは、18 節賃借料で 56 万 2,000 円の増額は、事務用機器借上料でございます。

4 項予備費で 76 万 2,000 円の減額は、収支のバランスを図るものでございます。

次に、議案第 108 号 平成18年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の主な要因といたしましては、修繕費の増によります配水及び給水費の補正であります。

補正予算書の 1 ページをお開き願います。

第 2 条の収益的支出でございますが、平成18年度笠間市岩間水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出でございますが、1 款水道事業費用、1 項営業費用 200 万円増額し、3 億 5,880 万 7,000 円に、4 項予備費で 200 万円を減額し、1,192 万 4,000 円に、それぞれ補正するものでございます。

内容につきましては、補正予算に関する明細書によりご説明申し上げます。

3 ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出でございますが、1 項営業費用、2 目配水及び給水費 200 万円増額は、19 節修繕費で漏水修理代でございます。

4 項予備費で 200 万円の減額は、収支のバランスを図るものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただき

ます。

○議長（大関久義君） 提案者の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

まず、議案第 101号 平成18年度笠間市一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 102号 平成18年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 103号 平成18年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 104号 平成18年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 105号 平成18年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 106号 平成18年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 107号 平成18年度笠間市友部水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 108号 平成18年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

○議長（大関久義君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議はあす16日午前10時から開きますので、時間厳守の上お集まりください。

なお、この後、政治倫理調査特別委員会が第1委員会室において、また土木建設委員会が第4委員会室において開かれますので、よろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後1時19分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 村 上 武

署 名 議 員 鈴 木 貞 夫